

館山市国民健康保険 海外療養費申請方法のご案内

館山市 市民課

海外療養費は、海外での治療内容が、日本国内の保険診療として認められた場合に、為替レートや給付割合等に応じ、支払い額の一部が支給されるものです（海外渡航の目的が治療の場合を除きます）。申請時は、診療内容と支払い額を示す、以下の書類をご提出ください。

- ：診療内容明細書（FormA）
- ：領収明細書（FormB）
- ：翻訳（診療内容明細書 FormA についてのもの）
- ：翻訳（領収明細書 FormB についてのもの）
- ：療養費申請書（当市様式）
- ：海外療養費調査同意書（当市様式）
- ：領収証（原本に限る。コピーは不可）
- ：被保険者のパスポート（原本の提示と、コピーの添付）
- ：振込先口座のわかるもの（提示のみで可）

、 は受診した医療機関において記入するもので、医師の署名が必要です。

、 は翻訳者の名前、住所、電話番号の記入および押印が必要です。

診療が複数月にわたる場合、その月ごとに、 ~ の書類が必要です。

歯科診療の場合、 、 は別様式となります。

受診者の国保資格が確認できるもの（保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ等）世帯主の印鑑、身分証をご持参ください。

申請期限は、該当の医療費を支払った翌日から2年間です

支給金額は、原則として、「日本国内で給付される場合を標準として決定した額（標準額）」と、「現地で実際に支払った額（実費額）」の小さい方へ、給付割合を乗じた額になります。

【お問い合わせ先】

〒294 - 8601

館山市北条1145番地の1

館山市 市民課 国保係

0470 - 22 - 3428